

**東京都環境審議会
水質土壌部会（第3回）**

日 時：平成18年2月10日（金）午後7時00分～
場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

【谷上企画調整課長】 ただいまから第3回東京都環境審議会水質土壌部会を開催させていただきます。

初めに、お手元の資料確認をさせていただきたいと思います。1枚もので会議次第がございます。下に配付資料のリストが書かれておりますが、資料1といたしまして、覆土等が実施された地域におけるリスク管理の考え方ということで1枚もののペーパー、資料2といたしまして、北区豊島におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定の考え方(案)ということで5枚もののA4判の資料です。資料3といたしまして、北区豊島におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定ということで、これもA4で3枚ものになっております。お手元にございますでしょうか。

続きまして、本日の委員の方々の出席につきましてご報告させていただきます。当部会の構成員、8名でございます。本日出席の委員は、岸委員がおくれておりますが、現在のところ5名ということで、審議会規則に定めます定足数の過半数の5名に達していることをご報告いたします。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

【田瀬部会長】 それでは、第3回水質土壌部会を開催いたします。

初めに、梶原環境改善部長よりあいさつをお願いいたします。

【梶原環境改善部長】 環境改善部長の梶原でございます。先週に引き続きまして、本日第3回東京都環境審議会水質土壌部会を開催させていただくことになりました。短期間に集中的にお時間をちょうだいしてご審議をいただいているわけでございます。

第1回目で今回問題になっております豊島五丁目団地、それから2つの開発地域、それぞれの状況について、今後の対策も含めご議論いただきました。そして第2回、1週間前の部会でございますけれども、こちらでは指定に伴います法的問題について、さまざまな角度からご議論いただいたところでございます。

本日は、そうした2回の会議を踏まえまして、私どもとしてはさまざまな課題をご指摘いただきましたので、会議終了後、部会長とご相談申し上げて、本日は論点整理をしながら一定の結論をぜひ導いていただきたいと思います。逐一論点整理をしながら、これまでの議論を踏まえた上でご審議いただければと考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

【田瀬部会長】 それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

前回に引き続きまして、北区豊島におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定について

ご審議いただきたいと思います。今日は、前回の部会までのご議論を踏まえて、対策地域の指定の案を部会として取りまとめるところまでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、先週行いました第2回水質土壌部会の審議内容を確認しながら進めてまいりたいと思います。

前回の水質土壌部会におきましては、まず該当地域の対策状況を確認いたしました。覆土等による封じ込め対策を実施した地域、あるいは実施予定である地域につきましては、今後リスク管理を継続的にしていく必要があるという点で皆様同じ意見であったかと思えます。

ただ、このリスク管理が実施されることを担保する仕組みにつきましては、対策地域に指定することによって行うか、あるいは条例などの他の制度によって行うべきか、この点につきましては環境法がご専門である大塚先生のご意見もお聞きしながら、皆様からいろいろなご意見をいただいたわけです。

本日、前回の議論を整理する意味で、リスクの具体的な内容を事務局が検討して、整理していただきましたので、それをお聞きして、それをもとに管理といえますか、その辺のところについて議論をしていきたいと思えます。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

【柿沼参事（環境改善技術担当）】 それでは、資料1に基づきまして事務局から、今お話がありました覆土が実施された地域におけるリスク管理の考え方ということで、具体的な例示を検討いたしましたので、ご説明させていただきます。

まず、これまでの部会でご審議いただきました内容をもとに、リスク管理が必要となる地域についての前提条件ということだと思えますけれども、上の方にまとめてございます。

多数の住民が生活する地域においてダイオキシン類土壌汚染の対策を行う場合には、掘削による手法がリスクを生ずる可能性がございます。覆土等による封じ込め対策というのは、適切なリスク管理を行うことにより、汚染の浄化と同等の安全性が確保できる対策ということが前提条件になりますので、こういったことに対するリスク管理とは一体どのようなものかということを下記のようにまとめております。

条件といたしまして、都や区は継続的なリスク管理が確実に実行されるように、土地管理者を適切に指導する、あるいは都・区、あるいは土地管理者が、三者が適切な役割分担のもとに連携・協力することは条件として必要になります。

下の表ですけれども、左側に具体的な視点はどこに置くべきかということで、大きく3つに

分けました。考え方というところがそれです。

一番上の四角にありますけれども、まずは既に住んでいる方、あるいはこれから転入される方、地元の住民の不安を解消することが必要であるということです。

2点目として、汚染土壌が地中に残っているわけですので、それらが露出したり、あるいは飛散したりということがないことを、確実に防止しなければならないということです。

3点目でございますけれども、こうした汚染土壌が何らかの工事等で他の場所に搬出されて汚染が拡散することを防がなければならない、こういう視点で必要な具体的な対応の事例を挙げてみました。

一番右側は役割分担の例として、土地管理者がやるべきこと、あるいは東京都がやるべきこと、あるいは区がやっていただくこと、そういったことで例示しております。

例えば、一番上では既存の住民、あるいは転入の住民の不安を解消するという視点でいいますと、汚染の状況、あるいは対策が適切に行われているという状況、これらに関する情報を提供する必要があります。2点目として、安易に土を掘り返したりすることのないように注意事項を表示するという内容が考えられます。また3点目としては、環境モニタリング結果、例えば団地内であるとか、あるいは周辺の地域での土壌中、ほこり、ダストに含まれるダイオキシンのモニタリング結果などについては的確に情報提供していく。それから日常の管理状況についても、どのようにされているか、あるいは結果がどうなのかを情報提供する。こうしたきちんとした情報提供を行うことによって、汚染の実態を正確に把握していただいて、リスクを回避するような行動をとっていただくことも可能になると考えております。

2点目、汚染土壌の露出・飛散を防止ということですがけれども、日常的には目視による巡回、あるいは点検、例えば公園の点検であるとか、道路の点検であるとかということと一体でやっていただくことになるんだと思うんですけれども、そういった点検をしていただく。2点目として、地域内の大気については一定のタイミングでモニタリングをしていただく。あるいは、設備の修繕等がどうしても必要になるわけですがけれども、その際の土地を掘削するときには事前に関係の行政機関等に届出をしていただく、あるいはそれに基づいて協議をして、リスクが生じないように努めていく、こういう内容です。4点目として、非常災害時の応急対策の場合においても、汚染の拡散ということが行われぬように常日ごろからマニュアルであるとか、あるいは訓練であるとかということを通じて応急対策にも対応できるような対応をとるということです。

一番下の汚染土壌が他の場所へ拡散することを防止するという視点からいいますと、例えば

修繕工事等におきましては、汚染土壌をできるだけ掘削しないで済むような方法・工法を採用するという工夫も必要ですし、あるいは地域周辺、周辺の環境に影響を及ぼしていないかどうか、ほこりなどで飛散することはないかどうか、環境大気のモニタリングなどを行っていくということも必要になります。

これらを一番右の役割分担でそれぞれ日常管理、あるいは施設修繕等は当然管理者の方にやっていただかなければなりませんし、例えば周辺の大気環境のモニタリングであるとか、あるいは管理者と協議をして適切な対策が行われるようにという視点からは行政が関与していく必要があるだろうということで役割分担を記載いたしました。

例示でございますけれども、以上のような内容でまとめさせていただいたものでございます。

【田瀬部会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【中杉委員】 資料1の一番最初の段落なんですけれども、この表現が少しいかがなものかと思う文、3行目なんですけれども、封じ込めの対策が汚染の浄化と同等な安全性という、これは安全性をどう読むかなんですが、同等であれば掘削除去しなくてもいいではないかという話になるわけですね。全体として安全性ということになると。あくまでも同等ではないというのが前提にあって、ダイオキシン対策法が求めているのは掘削除去、浄化ですので、やはりそこまでしないといけないよということは、封じ込めという方法、リスク管理は同等とまでは言えない。同等ということであれば、掘削除去はしなくてはいいいということになるので、少し問題があるのではないかという感じがします。多分、ここで言われようとしているのは、上で掘削による手法がリスクを生ずる可能性がある、そのリスクとその下にある封じ込めでリスク管理をしていくことによるリスクと相対的に比較したときに、掘削除去によるリスクの方が大きいだろうというふうな判断ができる。これはすべてがというわけではなくて、そういう判断ができる場合がある。一般的には、多数の住民が住んでおられるところで、その周りで高濃度の汚染の土壌を掘り出して動かすこと自体に対するリスクというのは、かなり大きい。それに対して、十分覆土して管理していくことによるリスクというのは、住民がおられるという前提であれば、そちらの方が低いだろうということが裏にあるんだろうと思うんですが、こういう表現をしてしまうと、少しまずいのではないだろうか。相対的なリスクの大きさというのは、当然のことながら条件によって、その場所場所によって違います。

そういうふうな意味で、一般的な議論としては、覆土による封じ込めの方策が掘削除去のリスクよりもリスクを低く抑制できる、あるいは今のダイオキシンで言っている耐容一日摂取量

4ピコグラムを超えない範囲に十分抑えることができるというふうな判断だと、そういうふうな整理であるだろうと思うんです。表現的にこういうふうにしてしまうと、矛盾を生じてしまうと思います。

【梶原環境改善部長】 ご指摘のとおりでございます。表現についてはいろいろなご意見を踏まえて考えていきたいと思っております。委員がおっしゃいましたように、掘削につきましても今お話がございましたとおり、掘削に伴います土の掘り返しといったようなこと、あるいは掘り返された土の運搬に伴いますリスク、それからどこかに保管するとなると、その保管場所を確保するとか、保管の方法についての問題とか、いろいろな問題が出てきます。一方では、覆土した場合でありますと、ご説明申し上げたようなリスク管理をしたとしても、そのリスク管理のやり方、十分なことが完璧にできるかどうかによっては、やはりリスクが出てくるという余地がございます。

いずれにしても、高濃度の物質でございますので、どちらの手法をとるにしても、やはり完璧を期すという意味では慎重にも慎重を期した上でそれぞれの手順をやっていく必要があると思っております。いずれもリスクが伴いますので、それぞれのやり方それぞれが完璧を期すために十分な準備と防御策を講じながら進めるということでは同じような観点だと思います。

そういう意味で、逆に同等なリスクがあるということで、裏返して同等の安全性という言い方をしてしまいましたが、実際のやり方、場所のそれぞれの状況に応じていろいろなバリエーションがあるかと思っておりますので、そこは表現も含めて注意して考えていきたいと思っております。

【中杉委員】 汚染の浄化と同等の安全性という、浄化してしまったときに、してしまった後のことを考えられると、浄化してしまえば、そこまでリスクが発生しなければ当然、そこに汚染土があることと全く問題なく除去できてない場合とを考えれば、ない場合の方がリスクが少ないというのは当たり前の話ですので、そこら辺の書き方が、誤解のないようにしてください。

【梶原環境改善部長】 わかりました。

【小倉委員】 2つあるんですけれども、まず最初の住民の不安を解消するということが非常に大切だと思います。その際に管理者等からの情報提供はあるんですけれども、それだけではなくて、住民と定例的に協議をする場、そういう話し合いの場、そういう協議機関みたいなものを設置しておいた方がよいのではないかと思います。それが1点です。

2つ目ですけれども、3つ目の汚染土壌の他所への拡散防止ということで、この中に地下水

への移行という可能性はないのか。飲用に使う地下水はこの地区ではないというお話でしたけれども、ダイオキシンが地下水にどのくらい溶け出すのかわからない面もあるんですけれども、水位が上がったときに地下水に移行して、隅田川なり東京湾への影響ということも十分考えられるし、1月に水道管の破裂の事故が起こったということもありましたので、そういうことで水への移行という可能性を考えて、例えば地下水井をつくって地下水のモニタリングをやるということも1つ可能性としてはあるのではないかと。

事実、昨年12月の毎日新聞、これは新聞記事だけでよくわからないんですけども、新潟県の化学工場内で地下水のダイオキシンの汚染が最高200ピコグラム/リットルあったということもありますので、地下水に混入している可能性はあると思いますので、汚染土壌がそのまま移行するのではなくて、地下水を通して移行する可能性もあるということを経験として考えておく必要があるのかなと思いました。

【駒井委員】 今のご意見と比較的近いんですが、今のご意見は地下水への移行なんですが、リスクの経路を考えますと、まず公共水域への移行という可能性は、わずかですが可能性はあると思います。これは表層水として流れていく可能性ですね。それから先ほどおっしゃったような地下水です。もう1つ、これもわずかな可能性なんですが、植物が吸収して葉っぱとか実に行く可能性、これは割合としては非常に小さいとは思いますが、ただモニタリングはやはりしておく必要があるのではないかと思います。

そういう意味で、真ん中の段のモニタリングの中で大気以外に、例えば水質とかという項目を加えた方がよろしいのではないかと思います。

【中杉委員】 先生が言われた話をもっともだと思えますけれども、多分ダイオキシンが水に溶けるとすると、当然共存物がないと溶けないと思うんです。水溶解度は十分基準以上に溶けますけれども、粒子みたいなものがあれば、当然分配として粒子の方に行きますので、多分油か何か、界面活性剤とかそういう成分が共存している場合に溶ける可能性があるのではないかと思いますので、確かに小倉先生が言われるような話が考えられないわけではないので、モニタリングという話になるのかもしれませんが、もう1つ小倉先生が言われた中で、ちょっと気になっているのはライフラインの話、水道等の話のときに、その分がどうなるかというのはまた別な話なんです。一般論としてここではリスクで、掘削するときよりも埋めている方がリスクが低いよという一般論として言いましたけれども、そういうふうなところを考えると、掘削するときにも当然リスクがありますけれども、普通は土の中に埋まっているよりはライフラインのところ、掘り返すこともありますし、先ほどの水道水の出水みたいな話もあります

ので、その場合はもう少し、どっちがリスクが高いかで議論になってくるんだろうと思いますけれども、一般論として全体にはこうだという話と、それから部分部分でこうだという話があるいろいろなシナリオとしてあり得るんです。ただ、駒井先生が言った植物が吸収してというのは、水に非常に溶けにくいので、直接吸収してというのは、植物の中に結構濃度が高く入るのは、むしろ大気を通じてということが多いようですので、余り気にしなくてもいいのかなというふうには思いますけれども、全くないというわけではないので、モニタリングすることは必要かもしれません。

【岸委員】 重複するかもしれませんが、意見を申し上げます。先ほどの市民を混ぜたリスク管理の協議会のようなものというのがあったんですが、名前をどうするかは別ですけれども、リスク管理の委員会のようなものはあった方がいいと思います。

それから、今のモニタリングの話ですけれども、あの土地の性質からいうと、水として沖積土を移動するというのは余り考えられないとは思いますが、うんと細かいことを言えば、沖積土の中に昔の小川の跡で砂の道ができてしまったということも絶対ないとは言えないことですので、地層のチェックはされた方がいいだろうと。その意味では、大気だけではなくて、水の問題もやはりあった方がいい。その際、場合によっては、僕は具体的な形を設計できないんですけれども、積極的に水のモニタリングをするようなピットのようなものを工夫して、住民の安全に対する信頼を増すという工夫も必要かなと。そのとき、水を直接はかるものか、水に発生する藻類とかそんなものを測定対象にするものかわかりませんが、何かそういうこともしておく、過度の心配を避けることができるとして話をしました。

それから、これは今この流れで議論すべきことかどうかわかりませんが、覆土等が実施された地域という地域で議論しているんですけれども、状況によっては覆土等が実施された地域が、覆土等を実施したけれども、そうでない地域に切りかわることがあると思うので、どういう状況のときに切りかえるか、切りかわるかというふうなことについても、あらかじめリスク管理の中に入れておかないと、やはり住んでいる人は心配だろうと思うんです。どういう形でそれが詰められるかわかりませんが、やはりあった方がいいと思います。

それから、管理者と区とあるわけですが、リスク管理に必要な経費の分担について、ここで議論すべきかどうかよくわからないんですけれども、ちょっと知りたいなというのがあります。

【中杉委員】 関連してもう1つ、岸先生が言われた最後の、1つ前でしたか、状況が変わるかもしれない。これは当然のことなので、多数の住民が住んでおられる、生活しておられる

から問題だという話なんですけれども、多数の住民の方が転居される、これはどういう状況で起こるかわかりませんが、当然そうすればリスクがなくなってしまうわけなので、場所、場所で、シチュエーション、シチュエーションで相対的にリスクの程度が変わってきます。ですから、そういう意味では、その条件、条件のところでどっちのリスクが高いのか見きわめる必要がある。状況が変われば当然変わる。例えばリスク管理といっても、どのぐらいの期間やるかというのは、条件が変わったときに、どっちがあれかということで見きわめてやっていく。それをどういうふうに見きわめていくかという場合に、例えば小倉先生や岸先生が言われた住民との協議会は1つ有効な手段ではないかと。

これは私も参加しているんですけども、豊島の廃棄物の処理に関しては、学識経験者が入った委員があって、そこに県が入って、住民も参加して、意見を述べられると。それを踏まえて学識経験者が議論をして、こうやるべきだ、ああやるべきだというふうなことをしている。そういう事例もありますので、それと同じ方式である必要は必ずしもないですけども、やはり住民の方の意見を十分踏まえて、それに対する、疑問に対して答えていくような形の運営をしていくと不安を解消するのに大きく役立つのではないかと思います。

【田瀬部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

今いろいろご指摘をいただいた視点の問題、特に役割分担の中に住民も含めて連携・協力をするということが必要だということだと思うので、その辺のことを考慮していただいて考えていただければと思います。

必要な対応の例につきましては、一応例ですので、いろいろ挙げていただいて、必要なものをどんどん追加なりして、より安全なものにしていくという方向で考えていただければと思いますけれども、この辺のところが実際のリスク管理の現状といえますか、具体的な中身になるのではないかと思いますけれども、ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

今ご議論いただきましたように、覆土対策のなされている地域において必要なリスク管理というのが、今いろいろ議論いただいたような内容ということで皆様にご認識していただけたと思いますけれども、これらのリスク管理を確実に継続することが担保されるような枠組みが何かというのは、前回もご議論いただいたんですけども、現状ではなかなかぴったりとおさまるような法制度といえますか、あるいは一部県の条例みたいなものというのは、必ずしも整備をされていないということもありまして、どうも簡単にまとめることは難しそうなので、ぴったりというわけにはいかないと思うんですけども、その辺のところはいかがでしょう。なかなか難しいということで、できれば、前回事務局へ宿題でお願いしたところもあるんですけ

れども、今回はリスク管理の仕組みそのものを議論するのは難しいと。それから、我々が扱っている問題が特に緊急を要する対策を講ずるところにありますので、まずはその対策を講じなければいけない地域の指定について、答申を先にして、そのリスクを管理するような、担保するような方策については、これからもう少し東京都に検討していただいて、いい方法を見つけていただくというようなことをこの部会の答申の中の附帯意見としてつけるような形で処理をしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

【中杉委員】 結構だと思うんですけども、検討をしている間についてのテンポラリーな、やはりリスク管理が必要だと思うんです。それについては別途、これも難しい、どの法でやるかというのはまた同じような議論になってしまうかもしれませんが、先送りするのではなくて、一時的なものは別途考えていただいて、このリスク管理は恒久的ではありませんけれども、その次の段階といいますか、制度に基づいたものというのは次の段階で考えていただく、そういう2段階で考えていただければと思います。

【田瀬部会長】 先ほど資料1にあるような、あるいは皆さんからご指摘されたようなものについては、当然、明日からでも早速やらなければいけない対応だと思いますので、その辺のところは実務的に早急にやっていただかなければいけないと思いますので、よろしく対応していただきたいと思っております。

ほかに何か。これでよろしいでしょうか。

よろしければ、本日の議題のダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定についての質疑といいますか、その辺のところは……、失礼しました、実際の対策地域について考えていかなければいけないと思うんですけども、北区の区長から要請のありました指定地域の件ですけれども、北区豊島五丁目団地、豊島四丁目の開発地域及び豊島五・六丁目の開発指定地域のうち、ただいまご審議をいただいた地域以外の対策について確認をしたいと思っております。

まずは豊島四丁目の開発地域、豊島五・六丁目の開発地域のように、既に汚染土壤の掘削除去等が実施されたり、あるいは近いうちに実施される予定である地域については、これらの地域について地域指定をする必要がない地域と考えてよいかと思うんですけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして、豊島五丁目団地内に北区が所有したり、あるいは管理している豊島東保育園、東豊島公園、旧豊島東小学校跡地、この部分については現在ビニールシート等によって汚染土壤が飛散しないように防止対策、あるいは立入禁止ということで応急対策が行われているのみでありますので、これらの地域については、今後、当然緊急な対策が必要になる地域というこ

とになるかと思えます。したがって、対策地域に指定するような方向で進めるということになるかと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

【中杉委員】 この地域を指定するということはあれなんですけれども、今、資料2のご説明に入っているということになるんですか。

【田瀬部会長】 これから説明を……。

【中杉委員】 わかりました。後でお聞きします。

【田瀬部会長】 そういうことで応急対策のみが行われて、これから緊急対策が必要な地域の指定について、事務局から案を説明していただきたいと思えます。

【清水ダイオキシン類対策担当課長】 ダイオキシン類対策担当の清水でございます。よろしくお願いたします。私から資料2及び資料3につきましてご説明させていただきます。

まず資料2をごらんいただきたいと思えます。北区豊島におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域指定の考え方の案でございます。

1といたしまして、対策地域の範囲でございます。

ダイオキシン類対策特別措置法におきましては、次の要件に該当する地域を対策地域として指定することができることになっております。

まず1番目の要件といたしましては、ダイオキシン類による土壌の汚染の状況が環境基準を満たさない地域、2番目の要件といたしまして、これは政令で定める要件でございますけれども、ダイオキシン類による土壌汚染の除去等をする必要があるものとして、人が立ち入ることができる地域、これがダイオキシン類対策特別法で対策地域として指定できる要件になっております。これらの地域のうち、現在、覆土等による対策が実施されていない地域で、人の健康にかかわる被害が生ずるおそれがあるため、緊急に対策を実施する必要がある地域を指定したいと考えております。

2番目といたしまして、対策地域の設定方法でございます。

対策地域の設定につきましては、原則としてダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル、平成12年環境省がつくったものでございますけれども、これに基づき設定したいと思えます。ただし、各施設の敷地の境界につきましては、各施設の外周の境界をもって線引きの境界としたいと思っております。また、地上構造物がある区域につきましては、地下構造物の設置状況を踏まえて境界を設定したいということでございます。

3番目といたしまして、具体的に対策地域の指定の範囲の案でございます。

1つが北区立豊島東保育園、次が北区立東豊島公園、それに旧北区立豊島東小学校の跡地で

ございます。この地域について、対策地域の指定をしたいと考えております。

これにつきましては、詳細については別紙のとおりということで、1枚めくっていただきますと、各施設の対策地域の指定の考え方を図にしております。施設の中で、網かけがかかっている部分が今回指定する区域でございます。その中に「 」がついておりますが、このポイントが環境基準を超過している地点でございます。

この豊島東保育園につきましては、ダイオキシン類の土壌調査測定マニュアルの上で線引きを行いますと、全範囲が対象地域という形になります。ただ、「い」の部分、既存の建物等が建っていて、直ちには対策がとれない基礎等がある部分がありますので、ここについてはその部分を考慮した上での設定をするという考え方でございます。

外周につきましては、敷地境界をその境界とするということで、この範囲を指定するという考え方でございます。

1枚めくっていただきますと、今度は区立東豊島公園の北側の指定する区域の考え方でございます。ここでも、やはり「 」の部分環境基準を超過している地点でございます。「 」が深度方向を含めて環境基準を満たしている地点でございます。ダイオキシン類の土壌調査測定マニュアルでは、環境基準を超過する地点と近接する環境基準を満たす地点とを直線で結びまして、その中点により垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた多角形を汚染範囲とするという考え方が示されております。その考え方に基きまして、環境基準を満たしている地点がこの公園の中にもございますので、そこと環境基準を超過している地点を直線で結びまして、その垂線を引いた形で指定する区域、指定しない区域という形で、この中で区分しております。

外周につきましては、やはり施設の境界をもって対策区域の境界とするという考え方でこの斜線の部分を指定する区域ということでまとめさせていただいております。

1枚めくっていただきますと、今度は区立東豊島公園の南側でございます。ここでも「 」のところ環境基準を超えているところ、「 」のところ環境基準を満たす地点という形になりますけれども、東豊島公園の南側につきましては、現在のところ、表層の調査のみが実施されておまして、深度方向の調査は北区において実施中でございます。その調査結果は現在のところまだ出ておりません。ですから、今回の指定につきましては、その表層の調査の結果、環境基準を超えているか、超えていないかというところで線引きをさせていただいております。北側の部分と同じように、環境基準を超過している部分と環境基準を満たす部分に垂線を引いて、多角形で囲まれた部分を汚染範囲という形で設定させていただいております。

敷地の境界については、やはり敷地境界を境界としております。

今後、詳細調査、深度方向の調査が出てきましたら、またこの部分につきましては区域の変更等の手続をとらせていただけたらと思っております。

1枚めくっていただきますと、旧豊島東小学校の指定する区域の図でございます。ここでも「 」のところが環境基準を超過している地点、「 」のところが環境基準を満たす点でございますけれども、豊島東小学校におきましては、「 」が右側のところに1カ所だけでございます。ですから、「 」と周りの近接する環境基準を超過している地点を直線で結びまして、その中間点より垂線を引いた形で、その部分を除外した部分全体を今回の指定する区域という形で定めさせていただいております。

外周につきましては、やはり敷地境界をその境界とするという考え方で指定する区域を設定させていただいております。

資料2の表紙に戻っていただけたらと思えますけれども、これが指定する範囲の案でございます。

指定する考え方のその他といたしまして、先ほどもご議論いただきましたけれども、既に覆土等の対策が講じられている地域につきましては、継続的なリスク管理を行っていくための方法について、引き続き検討していく必要があると考えております。

これが対策地域指定につきましてはの考え方でございます。

次に、資料3をごらんいただけたらと思えます。今の考え方に基きまして、北区豊島におけるダイオキシン類の土壤汚染対策地域の指定の案という形でまとめさせていただいております。

対策地域の区域といたしまして、北区立豊島東保育園、2番目として北区立東豊島公園、3番目として旧北区立豊島東小学校、この3カ所について対策地域の指定をしたいという案でございます。

詳細につきましては、別図のとおりということで、先ほどの表で調査ポイント等が記入されておりましたけれども、この表ではそういうものを除いた上で、1枚めくっていただいたところが豊島東保育園及び旧豊島東小学校跡地の対策区域を指定する区域といたしまして、斜線が引いてある部分はその区域という形になります。

1枚めくっていただきますと区立東豊島公園ということで、先ほど別の紙で北と南と分かれておりましたけれども、1枚にまとめて北側と南側、それぞれ斜線が引いてある部分が今回指定する区域という形になります。

事務局からの対策地域の指定の考え方と対策地域の指定の案につきましてはの説明は以上でござ

ざいます。

【田瀬部会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、いかがでしょうか。

【岸委員】 豊島公園の指定に関して、中央に指定しない区域ができるわけですが、白抜きの部分ができるんですけれども、メッシュの間隔は何メートルでしたか。

【清水ダイオキシン類対策担当課長】 基本的に、区の施設につきましては10メートルメッシュで調査をしております。

【岸委員】 この白抜きの部分は、覆土によって仮に対応しているという場所になるんですか。

【清水ダイオキシン類対策担当課長】 現在はすべて、公園につきましては、汚染が確認されるところはブルーシートを敷いてある状態でございますけれども、深度方向の調査を含めまして、「 」の部分については汚染が確認されていない部分ということで、そこを中心に多角形で囲った部分については指定の対象外と考えております。

【岸委員】 これは細か過ぎるかもしれないんですけれども、例えばPCBなんかの場合ですと、油に汚染された土壌とか、いろいろな異物が土から出てくるので、出てきてわかるということがありますが、10メートルのメッシュですと、ちょっと心配がしているんです。掘削して指定する部分と指定しない部分と境界をつくる時にどういう配慮をするかというのは、1つ判断をつけた方がいいと思うんですけれども。

【柿沼参事】 これはマニュアルに基づく線の引き方なので、現実に対策をすることになりますと、例えば覆土対策であれば、当然メッシュを分けることは余り意味がないので、全体均一の対策をとることになると思いますし、掘削して汚染を除去するという対策になりますと、一定程度掘り進みながら汚染がなくなるところまで除去していくという工事になりますので、現実にはこの線のとおりということではなくて、実態に応じた対策になります。

【小倉委員】 そうすると何かここだけ、たまたま基準を超えていないから残すというのもおかしいかと、ぱっと見て。一応この地域は指定をして、例えば対策を実際に行うときにはその部分はやらないとか、何かその方がいいのではないかと。なぜここだけ白くなっているのか、ちょっと疑問に思っただけです。マニュアルに従うとこうなってしまうので、それはわかるんですけれども、コメントです。

【中杉委員】 今の地域は、実態的には事務局からお答えになったようなことになるんだろうと思うんですけれども、法律上こういうふうになっているという話なんですよ。多分、その他のところで継続的なリスク管理とされている中のやり方としては、こういう白抜きがあっ

も、そこは余り気にせずに全部をかけるというふうな話になるので、どういう方法でどんなことをやるかというのはあれですけども、とりあえずリスク管理の範囲はどこだよということになれば、今の白抜きのところはそういう範囲には当然入ってきているということになるのではないかと思いますけれども。

【岸委員】 具体的に掘削して、その土壌を処理するということになると、単位ごとのバケツができて持ち出すと思うんですけども、多分それごとのチェックをすることになると思うんです。例えば境界のところ、測定点のないところ、とった土壌で、ちょっと心配で調べたらダイオキシンが出てしまったということがないとは言えないので、そういう対応についても一言、作業マニュアル、実施マニュアルになるのかもしれませんが、そこをどうするかということだと思います。実際にいろいろな現場を見ているわけではないですけども、数少ない現場の中で、ここは大丈夫というところで油が出てしまったなんていうのも知っておりますので、そういう対応はした方がいいかと思います。

【柿沼参事】 現実には先生のおっしゃるようなことはあると思いますし、土壌の場合は1メートル離れると濃度が違うこともありますので、現実の対策をとる際には、調査をしながら進めていくこととなります。ですから、このとおりにはなりませんし、内容についてはこれから策定する対策計画の中でご指摘のような注意事項は、記載することは可能になると思います。

【中杉委員】 ほかのところですけども、4番のその他のところで、とりあえず覆土等の対策が講じられている地域は継続的なリスク管理を行っていくための方法を検討する必要があると書いてありますね。それはそういう方向で検討しましょうという話であったわけですが、先ほど申し上げたように、リスクが相対的に考えたときに条件が変わってくるわけですね。変わってきたときに、あるいは今でも、例えばライフラインの話ですけども、とった方がいいのか、覆土で処理がいいのか、わからないようなところについては、そういうところは随時、あるいは今の状況と変わらなくても確かめて、随時対策地域に指定していくんだというふうなことを少し書き込んでおく必要があるのではないだろうか。条件が変わったら、とる方向に行きますよ。今はあくまでも相対的にリスクを考えて、先ほど梶原部長が言われたように、ここだけのリスクだけではなくて、ほかのところを含めてリスク全体ですけども、それを相対的に見て、やはりとる方が適切だというシチュエーションになったら、それは対策地域の指定をかけてやっていくんですよということはここにあった方がいいように思います。そこら辺のところが見えてこないのです。

【梶原環境改善部長】 1つは、ここに書き込む書き方が、いわば状況の変化ということで、

なかなか予測しがたいものをどう整理して、確かに先生のおっしゃるとおり、場合によっては非常に状況の変化が予測されると思います。そういう意味で、先ほどの水道管の問題ですとか、あるいは極論すれば震災の問題とか、いわゆる非常時対応の場合も含めて、その辺はむしろリスク管理の枠組みの中で少しきめ細かくやっていく方が、さまざまな状況変化は当然あるかと思しますので、全部書き込むというのはなかなか難しいかなという感じを持っております。

【中杉委員】 わかりました。そういうことがあるということを申し上げておきますのと、それであれば、リスク管理の方にそちらのことをしっかり入れ込んでおいていただく必要がある。どちらかで担保しておく必要があるだろうと思います。

【駒井委員】 中杉委員が言われたことと非常に近いんですが、やはりリスクを管理する上で、場所ごと、時間が非常に大きいので、今言われたことでよろしいかと思うんですが、方法論とかシステムとかガイドラインということをきちんと整備していくことが最も重要かと思しますので、できればそういう内容のことを少し加えていただくか、あるいは別表としてリスク管理の方策についてということでもまとめていただくのがよろしいのではないかと思います。

【久連山委員】 中杉委員が言われたこととも関連するんですけども、結局ここで区域指定をする3つというのは、結果として区立で、区が所有ないし管理している区域になっているというだけで、ダイオキシンが存在しているという、この五丁目団地敷地全般にわたっているというのは変えないがない事実なので、それを指定しないというのは、あくまでリスク管理が適切になされているという前提のもとでしかあり得ないと考えるんです。法律解釈としましても、確かにこういう要件を満たす場合には指定をすることができるというふうになって、広い裁量になっていますけれども、もし万が一リスク管理がうまくいかないで、やってみただけでも、うまくいかなかったという結果論の場合も含まれると思うんですけども、それで具体的な健康被害が生ずるおそれが発生してしまったような場合には、改めて緊急にほかの範囲を指定することで対応していかないと、むしろ裁量権の逸脱ということにもなりかねないと。民間というか、何も法の枠組みでなくてもきちんとされている場合には、わざわざ法の枠組みを使うこともないけれども、それでうまくいかない場合には都道府県がイニシアチブをとって指定して、計画を立てるとというのがダイオキシン類対策法の一番の趣旨だと思いますので、そのことは念頭に置いていただきたいと思います。

【中杉委員】 今のご意見、私みたいな立場からもコメントを加えておきますと、健康被害が明らかに見えるということは、なかなかそういう事態は起こらないと思います。ですから、そういうものが予想されるということで、リスク評価ということで予防的に考えて、条件が変わ

ったときにどうなのかという判断をして、危険が高まったということであれば対策地域に指定するぐらいのスピードでやっていただく必要があるかと思います。

【久連山委員】 言い方がまずかったかもしれませんが、確かに健康被害が発生してからでは遅いので、例えばダイオキシン濃度がモニタリングの結果高くなったりとか、水質の問題が生じたりした場合には、また改めての対策が必要になるという、そういう意味で申し上げました。失礼いたしました。

【岸委員】 今の話、大変重要なところで、そのためにもモニタリングについては、いろいろな規定はあるかと思うんですけれども、重ねて慎重にモニタリングをやる方がいいと思います。先ほどピットをつくってということがあるんですけれども、あるところで、事実上そういうピットを、絶対大丈夫だろうというところでありましたけれども、沖積土と同じシートをつくってもらって、そこでザリガニとかを入れてモニタリングを続けたところもありまして、そういう配慮が必要かなと思います。

【田瀬部会長】 ほかにございませんか。

1つ私からお聞きしたいんですけれども、東豊島公園の南側の場合の区域指定の変更というのは、また改めて審議会で審議をしてということになるんですか。それとも、そちらの裁量でできるものなんでしょうか。

【清水ダイオキシン類対策担当課長】 地域指定について明確に書かれていないんですけれども、ダイオキシン類対策特別措置法におきましては、対策計画の変更については金額、面積について、10%を超えるような場合にはまた同じような手続が必要となっております。ですから、10%未満の変更であれば、全く初めからの手続という形ではない変更ができることになると思います。

一部資料に間違いがございましたので、訂正させていただけたらと思います。資料3の3枚目の区立東豊島公園の図でございますけれども、指定する区域とは関係ないんですが、隣接する右側のところに「旧東豊島小学校」と書いてありますけれども、間違いで「旧豊島東小学校」でございます。一部資料に間違いがございましたので、訂正させていただきます。

【田瀬部会長】 いろいろ附帯といいますが、ご意見をいただきましたので、特にその他のところについては十分に確認をしていただいて、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

【柿沼参事】 先ほど委員からご指摘いただきました状況が変わったら掘削除去も検討するという内容についてご指摘がございました。確かに健康リスクの、あるいは健康影響のおそれと

か、そういったものがモニタリング等で確認されれば、その次のステップに進むことになるわけですので、そういったことになると思うんですけども、それを今回のこのリスク管理の中に記載するというのはなかなか、要するにモニタリングはまさにそういうことを評価するために行いますので、モニタリングの結果どういうことになったら次はというところまではなかなか難しいと思いますが。書き方としてはそんなベースで、今回のベースでよろしいでしょうか。

【中杉委員】 リスク管理のところは特に何も書いていない、こんな例があるよということですよ。リスク管理の考え方自体がどういうものであるかという話のところ、あくまでもこれはテンポラリーなものですよということはもう少し明確にあって、シチュエーションが変わったらリスクが、掘削、浄化することによるリスクの方が低いという状況ができれば、それに移るんだよと。それまでの間の話だよということをちゃんと書いておいていただければいいんだと思うんですけども。それは一番最初のところの話として。

【岸委員】 そこで多分、市民も混ざった意見交換の場が機能すると思うんですけども、専門的な検討をして物を決めていくというところに即、全く同じ責任を背負って市民が入っていく必要があるかという、これは懸案事項ですけども、モニタリングデータは全部公開するという方向でいっていただいて、そうすれば、今のリスク管理の中にここまで濃度がいったらこうするよと明示しなくても、出れば必ずよくも悪くも問題になりますから、データをしっかり全部公表するぞというところを担保しておいていただいて、意見交換のところに住民がちゃんと混ざれるシステムをリスク管理の中に入れておいてもらう、そういうことだと思うんですけども。

【梶原環境改善部長】 私ども自身も、いわば暗中模索の状況でございまして、そういう意味ではリスク管理の手法については、本日大変貴重なご意見を多数ちょうだいしましたので、本日ちょうだいしましたご意見を踏まえまして、特に臨機応変というところは非常に大きなポイントなのかと思っております。ですから、そこを予想しつつ、できるだけ丁寧にまとめていくという形で進めていきたいと思っております。先ほど部会長がおっしゃったように、具体的なリスク管理については既に団地内で早急に必要となってくる事項でございますので、できるだけ可及的速やかに実務的に詰めていくこととしたいと考えております。

【田瀬部会長】 それでは、よろしいでしょうか。

ほかにごございませんようですので、本日の議題のダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定についての質疑をこの辺で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

今ご審議していただきました北区豊島におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の案

を部会として来週月曜日、13日に行われます審議会の総会へ提出したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、案を。

(案配付)

【田瀬部会長】 ただいまお配りした案がありますけれども、本文で今議論いたしましたところを指定すると。附帯意見として、先ほどご了解を得ましたリスク管理をしっかりとすることをつけるということで、これでよろしいでしょうか。

それでは事務局、来週の審議会に向けて準備をお願いしたいと思います。

議題の1はこれで終わりましたけれども、次に議題の2、その他ですけれども、委員の皆様、何かございますでしょうか。本日の全般的な内容についても結構ですけれども、よろしいですか。特にございませんか。

では、以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。長時間にわたりましてご審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、第3回水質土壌部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

【梶原環境改善部長】 一言お礼を申し上げさせていただきます。本当に大変お忙しい中、私どもとしては次のステップに進めていくために、かなり無理をちょうだいしまして先生方に日程をとっていただき、精力的にご議論いただきました。本当にありがとうございました。またきょう、さまざまなご意見をちょうだいしましたので、これらを踏まえまして、しっかりとやってまいりたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

【谷上企画調整課長】 事務局から今後の予定につきましてご報告いたします。

既に部会長からお話がありましたように、来週月曜日、しあさってになってしまいますけれども、13日の月曜日10時から、都庁第二庁舎31階特別会議室21、ここと同じ部屋です、第26回東京都環境審議会の総会を行いまして、きょうの部会報告、それから答申案の審議という形でやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。土日を含んで連日ということになってしまいますけれども、ご出席のほどよろしく願いしたいと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

午後8時10分閉会